

# 調査報告書

令和 8 年 3 月 9 日

令和 5 年 4 月 23 日執行多古町議会議員一般選挙期間中における多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第 136 条の 2 及び 137 条に抵触する恐れがあると思われる行為の調査に関する調査特別委員会

【目次】

	(頁)
1. 調査の趣旨	1
2. 調査特別委員会並びに委員会協議会の設置及び調査事項	1
(1) 設置の決議	
(2) 委員会の名称及び構成	
(3) 調査事項	
(4) 調査権限	
(5) 調査期限	
(6) 委員会協議会の設置	
3. 委員会並びに委員会協議会の開催状況	2
4. 調査の内容及び結果	1 1
(1) 実施した調査と結果	
【記録の提出】	
ア) 請求先	
地方自治法第 100 条第 1 項の規定による請求	
地方自治法第 100 条第 10 項の規定による請求	
イ) 提出を求めた記録及び記録により判明した事実	
ウ) 記録提出拒否の状況	
【証人尋問】	
ア) 喚問した証人及び尋問事項	
イ) 尋問により判明した事実 (証言)	
ウ) 拒否等の状況	
(2) 委員会の判断・結論	
5. 総括	1 7
6. 告発の状況	1 7
7. 委員派遣の状況	1 7
8. 調査経費	1 8
(1) 調査経費に関する議会の議決状況	
(2) 調査経費の内容	
(3) 決算見込み	
9. 公示送達 of 状況	1 8
10. その他	1 8

## 1. 調査の趣旨

民間事業者が FM 放送局（名称：たこみん FM）を創立するにあたり、現職の町議会議員の写真と当該議員が FM 局を応援する旨の文章が掲載された広報媒体（名称：たこみん新聞）が発行され、令和 5 年 4 月 23 日執行された多古町議会議員一般選挙期間中に町内の公共施設に配架されたほか、小中学校の児童・生徒を通じてその家庭に配布された。

当該行為は、多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第 136 条の 2 及び 137 条に抵触する恐れがあると思われることから調査を行い、町の組織や人事管理及び事務の執行が適正に行われていたのか、背景事情等を含め明らかにし、再発防止策を講じることを目的とするため、地方自治法第 100 条に基づく権限の強い調査を特別委員会に委任して行うものである。

## 2. 調査特別委員会並びに委員会協議会の設置及び調査事項

### （1）設置の決議

「令和 5 年 4 月 23 日執行多古町議会議員一般選挙期間中における多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第 136 条の 2 及び 137 条に抵触する恐れがあると思われる行為の調査に関する決議」

令和 5 年 6 月 16 日、令和 5 年第 2 回定例会において可決

### （2）委員会の名称及び構成

①名称 「令和 5 年 4 月 23 日執行多古町議会議員一般選挙期間中における多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第 136 条の 2 及び 137 条に抵触する恐れがあると思われる行為の事務に関する調査特別委員会」

（略称）100 条調査特別委員会

②定数 13 人

③委員長 勝又 一徳

④副委員長 飯田 良一

⑤委員 石渡 悦子

土井 秀敏

高坂 恭子

菅澤 博隆

佐藤 幸三

鶴澤 茂

行橋 千春

橋本 孝之

佐藤 利治

宇井 伸征

伊橋孝太郎

(3) 調査事項

- ①当該選挙期間中における多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第 136 条の 2 及び 137 条に抵触する恐れがあると思われる行為及び当該行為を黙認した行政組織体制について
- ②執行部及び教育委員会並びに教育機関における頒布指示の内部統制環境について

(4) 調査権限

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 5 条の規定により委員 13 人で構成する令和 5 年 4 月 23 日執行多古町議会議員一般選挙期間中における多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第 136 条の 2 及び 137 条に抵触する恐れがあると思われる行為の事務に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

(5) 調査期限

(3) の調査事項に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

(6) 委員会協議会の設置

①委員の意見調整等を行うため委員会協議会を設置する。協議会の委員は委員長が指名する者をもって構成する。

②協議会委員 7 名

- 勝又 一徳
- 飯田 良一
- 土井 秀敏
- 菅澤 博隆
- 佐藤 幸三
- 佐藤 利治
- 宇井 伸征

3. 委員会並びに委員会協議会の開催状況

委員会 協議会	日時・場所	協議内容等
第 1 回 委員会	令和 6 年 3 月 15 日 (金) 午後 1 時 58 分～午後 2 時 25 分 役場第 5 会議室 欠席委員なし	○100 条調査特別委員会運営要領の確認、 決定について → 事務局が示す案のとおりで決定。 ○委員会の進め方について → 弁護士・専門家等の係わりについては、ピンポイント、要所要所でのかかわりを依頼する。調査報告書は、たたき台を作成し、確認をお願いする。委員会の開催の

		<p>開催頻度は、2・3か月に一度とするが、必要に応じて開催する。</p> <p>○委員会協議会委員の指名 → 7人を指名。</p> <p>○次回開催時期について → 正副委員長、事務局、協議会にて決める。</p>
第1回協議会	<p>令和6年3月15日（金） 午後2時28分～午後3時06分 役場第5会議室 欠席委員なし</p>	<p>○第2回委員会（記録の提出）について → 次回の協議会は、4月22日の午前10時から開催し、そこで協議会としての提出を求める記録の項目素案をまとめたうえで、第2回委員会において協議・決定する。記録の提出を求める請求先は、協議会としての案は、役場の全課及び依頼者とする。全課には当該新聞の配布・配架依頼があったのか、依頼者には「いつ、どこに、何部、どういう依頼をしたのか。配布か配架なのか。配布日の指定をしたか」について記録の提出を求める。</p>
第2回協議会	<p>令和6年4月22日（月） 午前10時00分～午前10時15分 役場第5会議室 欠席委員なし</p>	<p>○記録提出の請求先及び内容について → 請求先は、役場の全部署、各学校、まちづくり機構、依頼者である鳴滝氏とする。提出を求める記録の内容は、「いつ」「だれに」「何部」「どこに」「いつまでに」配架・配布・掲示するように依頼されたのか、あるいは依頼したのか。とする。文書等による記録が無い場合において、配布・配架の依頼に対応した具体的な処理については、書面に記載のうえ提出をしてもらうこととする。</p> <p>○第2回委員会の開催日について → 6月定例会会期中に開催する。</p>
第2回委員会	<p>令和6年6月6日（木） 午後2時00分～午後2時23分 役場第5会議室 欠席委員なし</p>	<p>○記録提出の請求先について → ①病院とこども園を含む役場の全部署、②一般社団法人多古町観光まちづくり機構、③鳴滝真吾氏、④教育委員会、⑤各小・中学校と決定。</p>

		<p>○請求内容について</p> <p>→ ①たこみん新聞創刊号の配架・配布依頼を受けたかどうか ②依頼を受けた場合はどのように対応したか ③創刊にあたり内容の相談を受けたか ④依頼を受けたが対応しなかった場合は、その理由。と決定した。</p> <p>○次回の委員会日程について</p> <p>→ 9月定例会期中に開催するが、詳細は協議会で協議のうえ決める。</p>
第3回協議会	<p>令和6年8月22日(木)</p> <p>午前10時01分～午前10時29分</p> <p>役場第5会議室</p> <p>欠席委員なし</p>	<p>○提出記録の確認と今後の方向性について</p> <p>→ 提出のあった記録内容の疑問点について再質問を行い、書面での回答を求めることとする。具体的な内容は、①鳴滝氏の回答と選挙管理委員会の回答に食い違いがある。②回答内容で5W1Hが欠けているので、これを求める。③こども園で配架しているが配布はしなかったのか。とする。</p>
第3回委員会	<p>令和6年9月13日(金)</p> <p>午後4時00分～午後5時46分</p> <p>議場</p> <p>欠席委員：高坂恭子委員</p>	<p>○提出記録の確認と今後の方向性について</p> <p>→ 疑問点について再度質問書を送付して、回答を求めることとし、再質問事項について確認した。再質問事項は以下のとおり。</p> <p><b>【主な再質問事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布・配架について誰から、いつ相談があったか。</li> <li>・選挙期間中も配架していたか。</li> <li>・鳴滝氏から選挙に関する説明はあったか。</li> <li>・教育委員会から各小中学校への配布依頼文書に記載のある「ご配慮」とはどういう意味か。</li> <li>・保護者への配布は、いつどのような方法で行ったか。</li> <li>・鳴滝氏が作成したチラシの内容を選挙管</li> </ul>

		<p>理委員会が確認しなかった理由は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳴滝氏が選挙管理委員会へ事前に相談したのはなぜか。</li> </ul> <p>○第4回委員会の開催について</p> <p>→ 12月中の開催を予定する。</p>
第4回協議会	<p>令和6年11月21日(木)</p> <p>午前10時00分～午前10時32分</p> <p>委員会室</p> <p>欠席委員なし</p>	<p>○提出記録の確認と今後の方向性について</p> <p>→ 疑問点については、今後、証人尋問によって明らかにしていく。</p> <p>○証人尋問の時期について</p> <p>→ 3月定例会会期中を予定する。</p> <p>○第4回委員会の日程について</p> <p>→ 12月定例会会期中に開く。</p> <p>○令和7年度予算計上について</p> <p>→ 調査委託料を当初予算に計上する。</p>
第4回委員会	<p>令和6年12月9日(月)</p> <p>午後1時30分～午後1時36分</p> <p>議場</p> <p>欠席委員：行橋千春委員</p>	<p>○提出記録の確認と今後の方向性について</p> <p>→ 細部については、証人尋問により確認していくことに決定。尋問の主眼は、なぜ告示日以降にチラシを配布・配架したのかについて明らかにしていく。また、最終的な調査結果は公表し、今回の事件を踏まえた専門家からのアドバイス・提言により再発防止を図る。証人尋問する質問内容、順番、時間などの必要事項等については、次回の委員会において協議する。</p> <p>○第5回委員会について</p> <p>→ 3月定例会会期中に開催する。</p>
第5回協議会	<p>令和7年2月19日(水)</p> <p>午前10時02分～午前11時11分</p> <p>委員会室</p> <p>欠席委員なし</p>	<p>○証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尋問の対象者について</li> </ul> <p>→ 尋問の対象は、鳴滝真吾氏、選挙管理委員会、学校教育課、産業経済課、まちづくり機構とする。尋問時間は1時間を目安とする。最初に、鳴滝氏への尋問を行い、その証言内容を踏まえて次の質問者を決定する。</p> <p>○次回委員会について</p> <p>→ 次の委員会は、3月定例会会期中に開</p>

		<p>く。</p> <p>上記2点について、次回の委員会において協議・決定する。</p>
第5回委員会	<p>令和7年3月12日(水)</p> <p>午前10時00分～午前10時22分</p> <p>議場</p> <p>欠席委員：行橋千春委員、伊橋孝太郎委員</p>	<p>○証人尋問について</p> <p>→ 尋問の対象者、順番は委員会協議会で協議したとおりとする。委員長の共通尋問内容は次のとおりとし、その後各委員から質問する。</p> <p>1) たこみん新聞創刊号の発行に際して、相談した相手とその内容及び時期などについて。</p> <p>2) たこみん FM 局の開局について。</p> <p>3) たこみん新聞創刊号に掲載された文章や写真の内容について。</p> <p>○第6回委員会について</p> <p>→ 6月定例会会期中に開くこととする。</p> <p>○その他</p> <p>→ 委員より、尋問における個人名・個人情報への配慮について問題提起あり。こちらについては、事例を研究し、委員会協議会で決定することについて承認を得た。</p>
第6回協議会	<p>令和7年5月27日(火)</p> <p>午前11時17分～午前11時29分</p> <p>委員会室</p> <p>欠席委員なし</p>	<p>○個人情報の取扱いについて</p> <p>→ 第5回委員会で判断をゆだねられている個人名の公表について、今回のケースにおいては、尋問時における呼称、会議録における加工・マスクング等を行わないこととする。</p> <p>○鳴滝氏への尋問後の尋問対象者について</p> <p>→ 尋問終了後、委員会協議会で協議する流れとする。</p>
第6回委員会	<p>令和7年6月6日(金)</p> <p>午前10時00分～午前10時41分</p> <p>議場</p> <p>欠席委員なし</p>	<p>○証人尋問1名(鳴滝真吾氏)</p> <p>内容は会議録参照</p> <p>○次回の委員会について</p> <p>→ 本日の証人尋問を受けて、次の尋問は執行部等への尋問に進むこととし、尋問は9月定例会会期中に行う。その前に、質問</p>

		事項を決定するための委員会を開くこととする。各委員は、質問事項申出書を提出し、これを踏まえて委員長質問について協議する。
第7回 協議会	令和7年7月16日（水） 午後2時30分～午後2時53分 委員会室 欠席委員なし	○証人尋問について → 第7回委員会における証人尋問は、協議した結果、以下のとおり行うこととする。 ①質問事項については、委員各位より提出のあった尋問事項申出書を元に作成した一覧表のとおりとするが、当時の学校教育課長への質問事項として「チラシの配架に際して」に「配布」を加え、「チラシの配架・配布に際して」とする。また、同課長への質問事項に、「配布にかかる決裁をした責任者は誰か」を加えること。 ②尋問の順番は、一覧表に記載のとおり、本件に対する係わり度合いが少ない順番とする。 ③本日の協議会決定事項を委員会で協議するため、第7回委員会を8月5日、午前10時から開催する。 ④9月定例会の会期中に開く委員会での尋問は、1日で4人全員行う。
第7回 委員会	令和7年8月5日（火） 午前9時59分～午前10時5分 議場 欠席委員：土井秀敏委員、行橋千春委員	○証人尋問について → 委員会協議会での協議結果を受けて、委員会として以下のとおり決定した。 ①一覧表の質問事項を委員長からの共通尋問事項とし、証人の証言に対して、各委員から補足質問があれば行う。 ②質問の順番は、協議会で決定した通りとする。 ③9月定例会会期中に委員会を開くこととし、尋問の方法は前回と同様に1人1時間を目安とする。 ④会議録、プレス対応、傍聴についても前回と同様とする。

<p>第8回 委員会</p>	<p>令和7年9月9日（火） 午前10時～午前11時11分 議場 欠席委員なし</p>	<p>○証人尋問 4名 ・産業経済課長 小野田正之 氏 ・一般社団法人 多古町観光まちづくり機構職員（当時の事務局長）平山高弘 氏 ・多古町選挙管理委員会 書記長 高橋 正 氏 ・子ども園事務長（当時の学校教育課長）佐藤裕輝 氏 尋問内容は、会議録参照 ○今後の委員会について → 委員より、元教育長 木川貴美子氏の証人尋問を求める発言があり、この件も踏まえて今後の委員会については、委員会協議会にて協議することとした。</p>
<p>第8回 協議会</p>	<p>令和7年9月30日（火） 午前10時～午前10時37分 委員会室 欠席委員：佐藤利治委員</p>	<p>○今後の委員会について → ①木川元教育長のたこみん新聞創刊号に関する選挙に対する認識がどうであったのか確認すべきとの意見が出され、木川元教育長の証人尋問を行うことと決定した。 ②今までの証人尋問において、関係職員等の対応や選挙に関する認識について明らかになったことを踏まえ、委員会としての着地点と終結時期については、再発防止であり終結時期は本年度末を目途に進めることと決定した。 ③再発防止については、職員と議員の双方における公職選挙にかかるガイドラインを作成するが、選挙に立候補する議員自らが作成するのは違和感があるため、専門家に依頼することと決定した。 ④ガイドラインへ議員に関するアドバイスを掲載するにあたり、萩原議員に対して、何らかの形で話を聞いたほうがよいのではないかとの意見が出され、協議の結果、委員会で協議することと決定した。</p>
<p>第9回 委員会</p>	<p>令和7年10月7日（火） 午後4時30分～午後4時41分</p>	<p>○今後の委員会について → 第8回協議会における協議経過・結果</p>

	<p>議場 欠席委員：伊橋孝太郎委員</p>	<p>について事務局より説明の後、各項目について協議し、以下とおりと決定した。</p> <p>①木川元教育長の証人尋問については、意見等無く協議会の結果どおり証人尋問をすることに決定。</p> <p>②委員会としての目的・着地点については、意見等無く協議会の結果どおり再発防止とすることに決定。</p> <p>③再発防止にかかるガイドラインを専門家に依頼して、執行部に提言すること。また、ガイドラインには執行部だけでなく議員に対する内容を盛り込むことについては、意見等無く協議会の結果どおりとすることに決定。</p> <p>④委員会の終結は年度末とすることにについては、意見等無く協議会の結果どおりとすることに決定。</p> <p>⑤萩原議員への質問については、当時の状況を確認する必要があるのではないかとといった意見が出され、特に反対の意見は無く、証人尋問という形で質問をすることで決定。</p> <p>⑥2人への証人尋問するにあたり、各委員は尋問事項申出書を提出することとする。</p>
<p>第9回 協議会</p>	<p>令和7年10月29日（水） 午前11時～午前11時43分 委員会室 欠席委員なし</p>	<p>○尋問事項について → ①木川前教育長への尋問の趣旨について改めて確認するとともに、尋問項目については、各委員から提出のあった尋問事項申出書の項目のとおりとする。</p> <p>②県教育委員会から町教育委員会へ通知のあった「公民教育の在り方」に関する通知文書を資料請求として提出を求めることとする。</p> <p>③萩原議員への尋問事項について、各委員から提出のあった尋問事項申出書の項目において一部分修正をすることとする。</p> <p>④協議した尋問事項を委員長からの共</p>

		<p>通尋問事項とする。</p> <p>⑤尋問の順番は、木川前教育長、萩原宏紀議員の順とする。</p> <p>⑥第 11 回委員会（証人尋問）の開催日は、11 月 26 日（水）午前 10 時から開催することとする。</p> <p>⑦ガイドラインの作成を依頼する弁護士は、帖佐直美氏に依頼することとする。</p>
第 10 回 委員会	<p>令和 7 年 11 月 5 日（水） 午前 10 時～午前 10 時 15 分 議場 欠席委員：橋本孝之委員</p>	<p>○尋問事項について</p> <p>→ ①木川前教育長に対する尋問事項は、協議会で決定した通りとする。</p> <p>②萩原宏紀議員への尋問事項について、「当該新聞の配架・配布の時期について選挙への影響を認識していたか」という内容を追加する。</p> <p>③協議会で決定したとおり、資料請求することとする。</p> <p>④ガイドラインの作成を依頼する専門 k は、弁護士 帖佐直美氏とする。</p> <p>⑤第 11 回委員会（証人尋問）は、11 月 26 日（水）午前 10 時からとする。</p>
第 11 回 委員会	<p>令和 7 年 11 月 26 日（水） 午前 10 時～午前 10 時 37 分 議場 欠席委員なし</p>	<p>○証人尋問 2 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前教育長 木川貴美子氏</li> <li>・議会議員萩原宏紀氏</li> </ul> <p>尋問内容は、会議録参照</p> <p>○今後の委員会について</p> <p>→ 予定した証人尋問は終了したことから、結論の整理とガイドラインの作成依頼へと進むこととする。</p>
第 12 回 委員会	<p>令和 7 年 12 月 9 日（火） 午前 10 時～午前 10 時 25 分 議場 欠席委員：佐藤幸三委員</p>	<p>○調査報告書に記載する委員会としての結論について</p> <p>→ ①再発防止を結論の趣旨として、議員側・町側の双方に言及した事務局作成案のとおりとする。</p> <p>②弁護士に作成を依頼するガイドラインを町に提出し、再発防止の一助とするとともに、再発防止策を講じることを求めることとする。</p>

		③ガイドラインの構成については、依頼する弁護士と相談のうえ作成を進めることとする。
第13回 委員会	令和8年3月9日(月) 午後1時30分～午後1時39分 議場 欠席委員：飯田良一委員	○調査報告書について → 案のとおりとする。 ○ガイドラインについて → 一部文言の修正をしたが、内容については特段の意見等なく案のとおりとする。 ○委員会調査の終了について → 本日、委員会において議決した調査報告書及びガイドラインをもって、委員会としての調査を終了することとした。 ○事務局より今後の流れについて説明 → 令和8年第1回定例会の最終日に、調査報告書及びガイドラインならびに調査の終了について採決し、可決された場合は、本件について改めて議会としての意思を示すため、議会運営委員会の委員により、決議案を発議することになる。

#### 4. 調査の内容及び結果

##### (1) 実施した調査と結果

##### 【記録の提出】

当該新聞が配架・配布された場所、配架期間、依頼者等を明らかにするため実施。

配架・配布にかかる対応について、配布依頼文、決裁文書等の提出を求めた。書類等による記録が無い場合は、その対応状況を文書化することにより記録として提出を求めた。

##### ア) 請求先

地方自治法第100条第1項の規定による請求

- ①病院を含む多古町役場の全部署
- ②選挙管理委員会
- ③鳴滝真吾氏
- ④多古町立多古中学校
- ⑤多古町立多古第一小学校
- ⑥多古町立中村小学校
- ⑦多古町立久賀小学校

地方自治法第 100 条第 10 項の規定による請求

①一般社団法人多古町観光まちづくり機構

イ) 提出を求めた記録及び記録により判明した事実

別紙一覧表のとおり

ウ) 記録提出拒否の状況

なし

#### 【証人尋問】

提出された記録について、詳細を明らかにするため証人尋問を実施した。

ア) 喚問した証人及び尋問事項

①たこみん新聞発行者 鳴滝真吾氏

○出頭を求めた日時

令和 7 年 6 月 6 日 金曜日 午前 10 時

○証言を求めた事項

- ・たこみん FM の開局及びたこみん新聞創刊号の発行について、相談した相手とその内容及び時期について
- ・たこみん新聞創刊号に掲載された文章や写真の内容について
- ・たこみん FM 開局のプレオープン期間が選挙期間と重複したことの影響について

②産業経済課長 小野田正之氏

○出頭を求めた日時

令和 7 年 9 月 9 日 火曜日 午前 10 時

○証言を求めた事項

- ・鳴滝氏からの配布にかかる相談に対して、広報と同梱または園児を通じての配布は不可とする理由について
- ・相談を受けた配布先について
- ・日常的な配布物の依頼について
- ・チラシの配布相談にかかる選挙管理委員会への相談について
- ・チラシにかかる選挙への影響について

③一般社団法人多古町観光まちづくり機構 当時の事務局長 平山高弘氏

○出頭を求めた日時

令和 7 年 9 月 9 日 火曜日 午前 10 時

○証言を求めた事項

- ・チラシ類の配架依頼があった場合の対応について
- ・今回の配架依頼に対する許可について
- ・チラシの配架にかかる選挙管理委員会への相談について
- ・チラシにかかる選挙への影響について

④選挙管理委員会書記長 高橋 正氏

○出頭を求めた日時

令和7年9月9日 火曜日 午前10時

○証言を求めた事項

- ・鳴滝氏より当該チラシの配布・配架依頼があった各部署からの選挙管理委員会への相談について
- ・選挙管理委員会へ公職選挙法や選挙への影響の有無等についての問い合わせについて

⑤当時の学校教育課長 佐藤裕輝氏

○出頭を求めた日時

令和7年9月9日 火曜日 午前10時

○証言を求めた事項

- ・チラシの配架・配布に際する選挙管理委員会への相談について
- ・チラシの配布依頼に際する選挙の告示期間について
- ・各学校の児童生徒を通じて各家庭へ配布することが適当だと判断した理由について
- ・チラシにかかる選挙への影響について
- ・文書配架棚へ配架したにもかかわらず第一小学校および中学校へチラシを持参した理由について
- ・小・中学校への配布依頼について最終的な判断者について

⑥当時の教育長 木川貴美子氏

○出頭を求めた日時

令和7年11月26日 水曜日 午前10時

○証言を求めた事項

- ・各学校へ配布依頼するための起案について
- ・たこみん新聞創刊号の配布依頼と議員選挙について
- ・千葉県から通知のあった「公民教育のありかた」について
- ・令和5年6月定例会における一般質問に対する答弁について

⑦多古町議会議員 萩原宏紀氏

○出頭を求めた日時

令和7年11月26日 水曜日 午前10時

○証言を求めた事項

- ・たこみん新聞創刊号へ写真とコメントを掲載する際の鳴滝氏とのやり取りについて
- ・たこみん新聞創刊号の内容と公職選挙法との認識について
- ・たこみん新聞創刊号について鳴滝氏への選挙にかかる注意等について
- ・たこみん新聞創刊号の取扱いにかかる鳴滝氏からの説明について
- ・たこみん新聞創刊号に掲載された写真と選挙ポスターの写真について

イ) 尋問により判明した事実（証言）

①たこみん新聞発行者 鳴滝真吾氏

- ・ FM 局開局に伴い、当該新聞に応援者のコメントを掲載しているが、応援者の選定について相談したのは当時の配偶者のみである。
- ・ 当時の配偶者との相談、萩原宏紀議員からの指摘により選挙管理委員会に相談した。
- ・ FM 局の開局、プレオープン期間が選挙の告示期間とほぼ重複しているのは、当時 FM 局の番組で政見放送を考えていたためである。
- ・ 新聞に記載されている「選挙や多古町の行政に関する番組」という文言は、当初、ラジオ局で議会議員選挙の政見放送を想定していたことによるものである。しかし、選挙管理委員会に相談した結果、政見放送はできないとの指摘を受け当該計画は中止した。その一方で、当該ラジオ番組は様々な人がパーソナリティとして登場するため、番組内で選挙や行政の事に触れてもいいたろうという考えがあったからである。
- ・ 新聞に掲載した議員の写真と同じ写真が選挙ポスターに使用されることは事前に知っていた。それは、選挙ポスターの作成を仕事として請け負っていたからである。
- ・ 当該新聞の内容の詳細について選挙管理委員会と相談はしていない。
- ・ 萩原議員とのかかわりは、選挙ポスターの作成業務を受託していたほか、自身が運営するユーチューブチャンネルにおいて、当該議員に出演してもらったことがある。
- ・ 当該新聞の配架・配布に際して、萩原議員からの指示等は一切ない。
- ・ 当該新聞が選挙期間中に配布されたことに関して、選挙に有利に働くのではという意識はなかった。
- ・ 当該写真の撮影者は不明

②産業経済課長 小野田正之氏

- ・ 鳴滝氏から相談のあった当該新聞の配布について、広報係及びこども園へ電話確認を行い、広報紙との同梱包による配付および園児を通じての配付は不可との回答を得たが、双方とも理由説明は無かった。
- ・ 産業経済課において、日常的ではないものの配布物についての配架等の依頼はあるが、非営利目的、政治宗教に無関係のもので、配架が適当と判断されるものに限って配架することがある。
- ・ 鳴滝氏から配布にかかる相談を受けた時に、選挙管理委員会への相談はしていない。また、その際に当該新聞の内容については知らなかった。

③一般社団法人多古町観光まちづくり機構 当時の事務局長 平山高弘

- ・ チラシ類の配架依頼があった場合、その内容がまちづくりのため、地域活性化といったものであれば事務局内で情報共有して決定している。
- ・ 当該新聞については、事務局長が決裁したと考えられる。
- ・ 配架依頼を受けた際に選挙管理委員会への相談はしていない。
- ・ 当該新聞が選挙へ与える影響について考えがいたらなかった、また内部協議はしていない。

- ・当該新聞が選挙期間中にも配架されていたのは、当該事案について新聞報道されていたが、不適切という認識がなかったため配架の自粛や撤去はしなかった。
- ・当該新聞の発行者と萩原宏紀議員の選挙ポスターの作成者が同一人物とは知らなかった。
- ・機構内では、文書形式の決裁手続きは行っていない。

#### ④選挙管理委員会書記長 高橋 正氏

- ・鳴滝氏が役場の各部署に当該新聞の配布・配架依頼をしたが、各部署からは選挙管理委員会へ当該新聞の配架・配布についての事前相談は無かった。
- ・今回の事案に限らず、選挙管理委員会へは公職選挙法や選挙への影響について問い合わせがあるが、その際には実例判例集などの参考図書、千葉県選挙管理委員会への確認をしながら、相談者に対して適切な判断をするよう助言している。
- ・当該新聞の作成者が鳴滝氏ということは、問い合わせの際に名乗ったため知っていた。
- ・当該新聞に関する相談では、議員の写真付きで応援メッセージを載せたいということのみであったため、写真の内容がどのようなものかということとは考えていない。

#### ⑤当時の学校教育課長 佐藤裕輝氏

- ・鳴滝氏から当該新聞の配布依頼を受けた際に、選挙管理委員会への相談はしていない。
- ・各学校へ当該新聞の配布依頼をする際に、課内で選挙の告示期間についての協議は行っておらず、教育長からもそのことに関して指示は無かった。
- ・各学校の児童・生徒を通じて配布した理由は、小中学生を含む全町民が活躍・主役のラジオ局を目指すという趣旨が配布することに適当と判断したため。
- ・議員選挙への立候補者が当該新聞に掲載されていることに対し、選挙への影響について考えが及ばなかった。また、内部での協議も行わなかった。
- ・多古第一小学校と中学校には直接教育委員会の職員が4月14日に持参している理由は、学校への文書配架棚に当該新聞が残っており、職員が他の用事で訪問する予定があったため持参した。
- ・配布することを最終的に判断したのは教育長である。
- ・今回の配布物についても他の配布物と同様に決裁を経て配布された。
- ・配架・配布依頼の決裁に際し、内部協議する案件と協議せずに決裁を済ませる案件があるが、本件については、当該新聞の内容が子どもたちの活躍の場が広がるものであると判断したため協議を行わなかった。
- ・学校への依頼の際に、決裁文書（起案用紙）は同封していないが、教育委員会から学校への配付依頼文は同封している。
- ・配布の時期について（鳴滝氏からの）希望等は無かったが、早めに対応したほうが良いのと意識があった。

#### ⑥当時の教育長 木川貴美子氏

- ・当該新聞を各学校へ配布依頼するための起案文書には、当該新聞が付してあり、立候補予

定である議員の写真が掲載されていたことを認識していた。

- ・各学校への配付依頼はボックスへの配架であり、この方法においては、児童・生徒に配布されるまで2～3日の時間を要すると認識していたが、今回は4～5日かかったため、長い時間を要したと感じていた。
- ・千葉県からの公民教育に関する通知は、詳細については記憶にないが、選挙権年齢の引き下げに伴う、高校生に対するものであったかと記憶している。
- ・当該新聞には（議員）選挙の部分についての記載がなかったため、公職選挙法にあたる文書図画の注意にあたることの認識はなく、県の通知とリンクさせるという意識はなかった。
- ・当該新聞の配布に関しては、選挙の告示日が近いことから配布期日を指定すべきであり、そのような対応をしなかったことは、大変配慮に欠けていたと反省している。
- ・再発防止に向けて、教育委員会内部で確認をした。

⑦多古町議会議員 萩原宏紀氏

- ・2023年1月末か2月初旬に鳴滝氏からラジオ局開設の相談があり、応援コメントと写真提供依頼があった。これに応じたが、議員選挙が近いことため選挙管理委員会への確認を注意喚起した。2月22日、自身の選挙ポスター作成を依頼し、3月14日、複数枚の写真を提供した。4月10日、選挙ポスターを受領した。
- ・当該新聞が選挙へ与える影響や公職選挙法上問題が無いかについては、鳴滝氏の選挙管理委員会への確認をもって、クリアすると考えていた。
- ・鳴滝氏から当該新聞の具体的な配布・配架時期は説明を受けていなかった。
- ・当該新聞に掲載される写真と選挙ポスターの写真が同一ということは知っていたが、当該新聞が選挙直前に配布されることは知らなかった。
- ・当該新聞が選挙期間中に配布されているという事実を知ってから、教育委員会にどういった経緯で配布されたのか事実確認を行った。
- ・選挙期間中にライブ配信を行っており、その配信を何度か鳴滝氏に依頼したが、選挙に関するアドバイス等は一切行っていない。

ウ) 拒否等の状況

出頭拒否	なし
宣誓拒否	なし
証言拒否	なし
虚偽証言	なし
自白	なし

(2) 委員会の判断・結論

今回の事案が、公職選挙法に抵触するか否かということは、当委員会が判断することではなく、また判断できるものでもないが、民主主義の根幹である選挙制度においては、その公平性が極めて重要であることは言うまでもないことである。今回の事案に限らず、選挙においては誰もが疑念を持たれるような行動を取るべきではない。

提出された記録および証人尋問の結果、配布・配架依頼に対応をした町及び関係機関の職員においては、議会議員選挙の告示期間中あるいは直前というタイミングに何らかの意図があり配布・配架を行ったわけではなく、当該新聞の掲載記事と議会議員選挙ということが結びつかず、当該新聞が選挙に与える影響について考えが至らなかったということが明らかとなった。

当該新聞を発行した鳴滝氏においては、新聞へ議員のコメントを掲載するにあたり、選挙管理委員会へ相談しているが、相談内容は議員の写真及びコメントの掲載という点だけであり、配布・配架のタイミングや具体的な紙面内容までの相談を行ったわけではなかった。また、当該新聞を配布・配架することが選挙に与える影響について、町職員等と同様に結びつけて考えることができなかつたことが明らかとなった。

本委員会では、選挙そのものが日常的に執行されるものではないため、選挙において注意すべき事柄が常日頃から意識できているものではなかつたということが、今回の事案を引き起こした原因と考えられると結論付けるものである。当該事案に対する本委員会の目的は、報告書の冒頭で述べているとおりだが、改めて再発防止策を講じることの重要性を確認したところである。

## 5. 総括

本委員会は、令和5年4月23日執行された多古町議会議員一般選挙期間中に立候補者の写真が掲載された文書が町内の公共施設に配架されたほか、小中学校の児童・生徒を通じてその家庭に配布されたことを受けて、当該行為が多古町行政職員及び教職員の公職選挙法第136条の2及び137条に抵触する恐れがあると思われることから、調査権限の強い調査を行うべく設置された。

町の組織体制及び事務の執行が適正に行われていたのかを明らかにするだけでなく、我々議員としても選挙に対する認識について、改めて襟を正す必要があるとの考えから、当該議員にも尋問を行い、背景事情等を含め明らかにすべく調査を進めた。

調査結果と本委員会としての見解は上記で述べたとおりであるが、我々議員自身はもとより町・関係機関職員への研修等を定期的に行うなど、公職選挙に対する知識の習得や重要性について理解を深める必要があることから、法律の専門家である弁護士に、ガイドラインの作成を依頼したところである。本ガイドラインを再発防止の一助として活用され、再発防止策を講じられることを委員会から町に対する提言とする。町長並びに行政委員会の長におかれては、本委員会の結論を真摯に受け止め、更なる町政の発展に努められたい。

最後に、本委員会の調査にあたり、ご協力をいただいた関係各位に感謝を申し上げ、調査報告とする。

## 6. 告発の状況

なし

## 7. 委員派遣の状況

なし

## 8. 調査経費

### (1) 調査経費に関する議会の議決状況

令和5年度分 1,000千円以内（令和5年9月19日議決 補正予算）

### (2) 調査経費の内容

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、12節 調査委託料  
弁護士等の法律家へ必要に応じて調査依頼等を行うための委託料

### (3) 決算見込み

令和5年度分 なし

令和6年度分 なし

令和7年度分 弁護士へのガイドラインの作成委託料 440,000円  
証人への出頭にかかる費用弁償の支払い 984円  
合計 440,984円

## 9. 公示送達の様況

なし

## 10. その他

なし